

K E R I N G



KERINGグループサプライヤー・
ビジネスパートナー憲章

2026年5月

目次

はじめに	3
定義	4
要件	5
管理とチェック	11



1. はじめに

Keringのインテグリティ文化の根幹をなすのは、事業活動のあらゆる段階において、すべてのステークホルダーと共に、またはステークホルダーを通じて、倫理を貫くという揺るぎないコミットメントです。Keringグループとそのメゾン、自社のビジネス慣行が関連する適用法令および最高水準の倫理基準に則るよう継続的に努め、サプライヤーとビジネスパートナーに対しても、これらの法令と原則を同様に遵守することを求めています。この目的のため、Kering、そのメゾン、およびその他の子会社（以下「Keringグループ」または「Kering」）のサプライヤー（以下「サプライヤー」）およびビジネスパートナー（以下「ビジネスパートナー」）は、Keringの倫理綱領と完全に整合し、Keringのサプライヤーとビジネスパートナーに課されるすべての基本要件を定める本サプライヤー・ビジネスパートナー憲章（以下「本憲章」）を遵守することが求められます。

KeringのサプライヤーとビジネスパートナーはKeringのエコシステムに不可欠な存在と位置づけられています。そのため、Keringは高度な基準の導入を推進し、以下の要件を満たすサプライヤーおよびビジネスパートナーと協働することで、Keringグループのサプライチェーンの継続的な改善に積極的に貢献します。Keringグループは、すべてのサプライヤーとビジネスパートナーがこれらの基準を達成できるよう支援する意向であり、自らにも適用する要件のみを求めるとともに、以下の必須要件の達成に向けた支援を提供する用意があります。

- サプライヤーおよびビジネスパートナーによるKeringサプライヤー・ビジネスパートナー憲章の遵守は、締結された契約およびKeringグループとのあらゆるビジネス関係における必須条件です。
- 本憲章に同意することにより、サプライヤーとビジネスパートナーは、Keringと締結した個別の契約の範囲において、本書に定める原則を遵守することを誓約します。また、サプライヤーとビジネスパートナーは、本憲章の原則を全従業員に周知し、意識の向上を図るとともに、その実施を確実にすることに同意します。
- Keringは、サプライヤーとビジネスパートナーに対し、責任あるバリューチェーンに貢献するため、本憲章およびその要件への遵守を、自社の関連会社およびサプライヤーのサプライチェーン全体を通じて浸透させ、推進することを求めます。
- Keringが本憲章において推進する原則と要件が、適用法令に定められた基準を上回る場合、それによって違法行為が生じる場合を除き、本憲章が優先して適用されるものとします。
- サプライヤーとビジネスパートナーは、本憲章の適用において重大な課題が生じた場合、または重大な違反が発生した場合、Kering（グループレベルおよび/またはそのメゾン）に速やかに通知する義務があります。
- また、サプライヤーまたはビジネスパートナーによる本憲章への違反が確認された場合、その重大性に応じ、適用法令に従い、当該ビジネス関係の終了に至る可能性があります。

Keringは、サプライヤーおよびビジネスパートナーとの関係を、インテグリティをもって管理することを約束します。

2. 定義

- サプライヤーとビジネスパートナー: Keringグループのいずれかの事業体と一次取引関係を有し、商品、原材料またはサービスを提供する第三者。販売代理店、賃貸人等を含みます。
- KeringグループまたはKering: Kering SAおよびその子会社(メゾンを含む)で構成されます。
- 「しなければならない(Must)」および「するものとする(Shall)」: 必須要件を示します。
- 「すべきである(Should)」および「することが期待される(Are expected to)」: 必須ではない推奨事項を示します。

3. 要件



I. 適用法令の遵守

サプライヤーとビジネスパートナーは、その事業および活動が行われる国に関連するすべての適用法令、規制、基準、ならびに該当する場合にはすべての国際条約および協定を遵守しなければなりません。

II. 責任ある企業であること

人権の尊重

Keringは、サプライチェーン全体を通じて人権の尊重を推進しています。そのため、サプライヤーとビジネスパートナーは、世界人権宣言、国際労働機関（ILO）の基本条約（特に児童労働の根絶ならびに奴隷制および強制労働の廃止に関するもの）、環境保護、ビジネスと人権に関する国連指導原則、多国籍企業の責任あるビジネス行動のための経済協力開発機構（OECD）ガイドライン、国連グローバル・コンパクト、フランスの企業注意義務法（Loi de vigilance）、および人権の尊重と注意義務に関連するその他一切の法令・規制の規定を含む、人権および基本的な参照基準をすべて遵守しなければなりません。

また、サプライヤーとビジネスパートナーは、Keringのウェブサイトで公開されているKering人権ポリシーを熟読し、その内容を十分に理解していることが期待されます。

サプライヤーとビジネスパートナーは、自社のサプライヤー、下請業者、および新たに取得した事業体に対して、人権および注意義務に関するデューデリジェンスならびに社会的監査を実施すべきです。

児童労働の禁止

サプライヤーとビジネスパートナーは、その事業およびサプライチェーンにおいて児童労働が一切使用されないことを担保し、18歳未満の児童の労働に関するILOの国際基準を遵守しなければなりません。

サプライヤーとビジネスパートナーは、採用時に労働者の年齢を確認し（適切な書類および記録管理システムを含む）、15歳未満または義務教育修了年齢のいずれか高い方に満たない若年労働者を雇用してはなりません。さらに、18歳未満の若年労働者を、その健康、安全または道徳を害するおそれのある条件（長時間労働、夜間労働、危険物質への曝露等）のもとで雇用してはなりません。

児童労働が確認された場合、Keringとサプライヤーおよび/またはビジネスパートナーとの間のすべてのビジネス関係は終了となります。

現代奴隷の禁止

サプライヤーとビジネスパートナーは、その事業およびサプライチェーン全体において、強制労働、囚人労働、人身売買、債務による束縛、労働者の身分証明書や賃金の留置、採用・雇用手数料、移動の自由の制限など、あらゆる形態の現代奴隷への関与および使用を防止しなければなりません。

サプライヤーとビジネスパートナーは、労働者が理解できる言語で、関連する権利と雇用条件を明確に記載した書面による雇用契約を提供しなければなりません。

サプライヤーとビジネスパートナーは、適切なデューデリジェンスを実施し、原材料が責任ある方法で調達され、武力紛争、強制労働またはその他の関連する違法行為の資金調達に寄与しないことを確実にするものとします。

現代奴隷が確認された場合、Keringとサプライヤーおよび/またはビジネスパートナーとの間のすべてのビジネス関係は終了となります。

合理的な労働時間と適切な報酬の確保

サプライヤーとビジネスパートナーは、安全で健康的かつ適切な労働環境と合理的な労働時間を確保・推進しなければなりません。その性質上、または遂行される条件において、健康、安全、個人の尊厳、または道徳を損なうおそれのある労働については、関連するリスクを適切に軽減するための十分な措置が講じられていない限り、禁止されなければなりません。

サプライヤーとビジネスパートナーは、すべての適用法令を遵守しなければなりません。従業員標準労働時間"は、国際労働機関が定める上限を超えてはなりません。

時間外労働は、例外的かつ自発的なものに限り、合理的な範囲内でなければならず、地域の適用法令に従って割増賃金で補償されなければなりません。また、そのような法令が存在しない国においては、少なくとも通常の時給を上回る水準で補償されなければなりません。従業員には、適切な日次および週次の休息時間が保障されなければなりません。

サプライヤーとビジネスパートナーの労働者は、合意された条件に従い適時に賃金が支払われなければならない、その賃金は適用法令に定める最低賃金または業界の一般的な基準のいずれか高い方を下回ってはなりません。さらに、サプライヤーは、従業員に対して生活賃金を確保するための取り組みを推進するものとします。

さらに、サプライヤーとビジネスパートナーは、従業員が代表者を選出する権利、言論の自由、結社の自由および労働組合に関する権利を尊重しなければなりません。

苦情処理メカニズムの採用

サプライヤーとビジネスパートナーは、従業員が報復を恐れることなく問題を申告できる苦情処理メカニズムを整備すべきであり、またその積極的な活用を促さなければなりません。

サプライヤーとビジネスパートナーは、すべての従業員が本憲章の原則を適切に理解できるよう、必要なあらゆる言語と手段を駆使して、全従業員に対して適切な方法で周知を図るべきです。

サプライヤーとビジネスパートナーは、Keringのウェブサイトを利用して可能なKering内部通報プラットフォームを通じて人権や注意義務に関する懸念・問題を提起するよう従業員に奨励し、当該プラットフォームへのリンクを従業員と共有すべきです。

地域コミュニティと先住民の土地に係る権利の保護

サプライヤーとビジネスパートナーは、その事業に関連して、地域コミュニティと先住民、とりわけその文化遺産、土地の権利、社会的発展、および環境権(清潔な水への権利および健康で安全な環境への権利を含む)を保護しなければなりません。サプライヤーとビジネスパートナーは、対話、修復的戦略または支援イニシアチブを通じて、影響を受けるコミュニティとの積極的な関与を図るべきです。

環境の尊重

Keringは、環境の尊重が事業の持続的なレジリエンスとその未来を支える不可欠な要素であると強く確信しています。

そのため、サプライヤーとビジネスパートナーは、必要な許可・認可に関するものを含め、適用されるすべての環境規制を遵守し、Keringから要請された場合には遵守に関する文書を提供しなければなりません。法的に要求される場合には、環境に関連する問題を特定・軽減するための適切な環境管理システムを導入しなければなりません。

サプライヤーとビジネスパートナーは、持続可能性、生物多様性、気候変動対応、廃棄物・水管理、循環性および動物福祉において最高水準を維持することにより、予防原則および自然への包括的なアプローチを実践すべきです。

生産財や原材料を提供するサプライヤーとビジネスパートナーは、Keringのウェブサイトで公開されているKering持続可能な生産基準(以下「Kering基準」)を熟読し、その内容を十分に理解していることも期待されます。

さらに、サプライヤーとビジネスパートナーは、社会規制および環境規制を遵守するパートナー、請負業者またはサプライヤーを選定しなければなりません。

持続可能性と気候へのコミットメント

サプライヤーとビジネスパートナーは、より高い環境責任の推進、自らの活動が与える影響の測定、および潜在的な悪影響を最小限に抑えるための環境フットプリント削減を目的としたイニシアチブに積極的に取り組むべきです。

法的に要求される場合、サプライヤーとビジネスパートナーは、カーボンフットプリントの削減に向けて環境パフォーマンスを継続的に記録し、技術の拡大と革新を通じて循環型サプライチェーンの構築を推進しなければなりません。該当する場合には、環境保護への取り組みを証明する認証の取得も積極的に追求すべきです。

水と廃棄物の管理

サプライヤーとビジネスパートナーは、水と廃棄物に関連するすべての適用法令および許可を遵守しなければなりません。これには、適切な廃棄物・排水管理の実施、水質の保全、節水・廃棄物効率の高い設備の採用、および水ストレス(水不足)によるリスクの軽減が含まれますが、これらに限定されません。

生物多様性の保全

サプライヤーとビジネスパートナーは、生物多様性を保全する形で事業を遂行し、すべての適用法令の遵守を確実にすべきです。サプライヤーとビジネスパートナーは、自らの活動が違法な森林伐採と関連しておらず、すべての関連規制を遵守していることを確実にしなければなりません。

持続可能な製品と活動

サプライヤーとビジネスパートナーは、Kering基準に沿った原材料と製造プロセスを採用し、責任ある調達を実践すべきです。この目的のため、生産に関与するサプライヤーとビジネスパートナーは、Keringサステナビリティ原則を厳守しなければなりません。

サプライヤーとビジネスパートナーは、トレーサビリティを保障し、必要に応じて関連情報を共有すべきです。

化学物質管理

生産段階に関与するサプライヤーとビジネスパートナーは、堅牢な化学物質管理システムを整備し、自社製品の生産、各種プロセス、およびサプライチェーンにおいて、Kering Manufacturing Restricted Substances List (MRSL) およびProduct Restricted Substances List (PRSL)への準拠を保証するとともに、環境汚染や人体への危害を防止しなければなりません。

動物福祉

サプライヤーとビジネスパートナーは、動物由来製品のすべてのサプライチェーンにおいて、最高水準の動物福祉基準を導入・実施し、その遵守状況を検証するものとします。また、Keringのウェブサイトで公開されているKering動物福祉基準を熟読し、その内容を十分に理解していることが期待されます。

グリーンウォッシュ

サプライヤーとビジネスパートナーは、自社の製品、サービス、またはビジネス慣行に関して、誤解を招く表現、根拠のない主張、または誇張された環境訴求を行うことを含む、いかなる形態のグリーンウォッシュも厳に慎まなければなりません。

III.責任ある雇用主であること

安全かつ安心な職場環境の提供 および職場におけるウェルビーイングの推進

サプライヤーとビジネスパートナーは、従業員およびその施設で就労するすべての人々の身体的・精神的な安全とウェルビーイングを確保する義務を負います。サプライヤーとビジネスパートナーは、適用されるすべての労働安全衛生規制を遵守し、明確な手順とトレーニングを整備し、リスク予防の文化を組織全体に根付かせ、適切な保護具を従業員に無償で提供しなければなりません。

サプライヤーとビジネスパートナーは、すべての従業員に対し、安全な飲料水、清潔で適切な衛生設備、手頃な価格で質の高い医療へのアクセスを保障し、必要に応じて住居も提供しなければなりません。

サプライヤーとビジネスパートナーは、製品の衛生および安全性に関わるすべての適用規制を遵守し、生産・加工・流通の各段階にわたって適切な管理を実施しなければなりません。

差別、ハラスメント、および暴力のない環境の醸成、並びにインクルーシブな職場の推進

サプライヤーとビジネスパートナーは、あらゆる個人の尊厳と権利を尊重しなければならず、特に心理的・性的ハラスメントをはじめとするあらゆる形態の暴力やハラスメントを厳に禁止しなければなりません。これには、性的な性質を帯びた脅迫・威圧行為、または性的関係の見返りを条件とした報酬の約束なども含まれます。

さらに、サプライヤーとビジネスパートナーは、特に民族的・国籍的出自、社会的・家族的・宗教的・政治的背景、組合加入、性別、年齢、性的指向、または障害を理由とするあらゆる形態の差別を禁止し、インクルーシブな労働環境の実現に努めなければなりません。移住労働者や非識字労働者など、脆弱な立場に置かれた従業員に対しては、とりわけ細心の注意を払わなければなりません。

サプライヤーとビジネスパートナーは、すべての労働者に平等な機会を提供し、特に職場においてすべての男女を平等かつ公正に、敬意をもって遇しなければなりません。





IV.責任あるビジネスパートナーであること

知的財産の保護

サプライヤーとビジネスパートナーは、知的財産権に関するすべての適用法令を遵守しなければなりません。サプライヤーとビジネスパートナーは、自社、Kering、またはその他の当事者のノウハウおよび知的財産を適切に保護し、それらを意図された所定の目的にのみ使用しなければなりません。

サプライヤーとビジネスパートナーは、模倣品および偽造部材のリスクを未然に防止・低減するとともに、効果的な検出・通知プロセスを整備すべきです。

サプライヤーとビジネスパートナーは、人工知能の活用にあたり、責任あるアプローチを採用しなければなりません。自社の製品またはサービスの生産に人工知能を使用する場合は、速やかにKeringに通知しなければなりません。

機密情報および営業秘密の保護

サプライヤーとビジネスパートナーは、Keringから共有されたすべての機微情報および機密情報を厳重に保護しなければなりません。すなわち、社内において、業務上知る必要のある担当者に限り、会社が承認したツールまたは安全なネットワークを通じてのみ共有することを意味します。サプライヤーとビジネスパートナーは、関連する違反の疑いや情報の偶発的な漏洩が生じた場合、直ちにKeringに報告するとともに、事業継続計画を速やかに実施しなければなりません。

サプライヤーとビジネスパートナーは、機密性の高い商業情報を、既存の、または潜在的な競合他社と共有してはなりません。

ビジネスパートナーとの関係管理

サプライヤーとビジネスパートナーは、自社のサプライヤーを慎重に選定し、適用法令ならびにKering基準・要件への準拠状況を継続的に監視するプロセスを確立しなければなりません。サプライヤーとビジネスパートナーは、自社の義務の一部を再委託または譲渡する前に、Keringから事前の書面による同意を取得しなければなりません。無申告での再委託は固く禁じられています。

サプライヤーとビジネスパートナーは、不当な優遇を行うことなく、適用法令を完全に遵守し、公平かつ透明性をもって自社の調達活動を主導することが期待されます。

サプライヤーとビジネスパートナーは、事業開始前およびビジネス関係の継続中、定期的に、規制遵守・人権・社会的・環境的コミットメントを評価するリスクベースのアプローチにより、自社サプライヤーのデューデリジェンスを実施すべきです。さらに、財務の健全性、社会的信用、および業務遂行能力についても適切に評価されるべきです。

サプライヤーとビジネスパートナーは、適用法令の定める経済的依存の状況に陥ることを回避するための適切な措置を講じなければならない、そのようなリスクが存在すると判断した場合には、速やかにKeringに通知するものとします。

倫理とインテグリティ:汚職、贈収賄、および影響力行使(口利き・利権誘導)の防止

Keringはゼロ・トレランス方針を掲げ、あらゆる形態の汚職およびあっせん収賄を厳しく禁止しています。

サプライヤーとビジネスパートナーは、腐敗防止に関連するすべての適用法令・基準・規制を遵守し、自社のサプライヤーおよびビジネスパートナーに対する定期的なデューデリジェンスを実施するとともに、可能な範囲または求められる範囲において、自社のコンプライアンスプログラムを整備・実施することが求められます。

サプライヤーとビジネスパートナーは、従業員に対し、倫理およびコンプライアンス規制に関する適切なトレーニングを確実に実施することが求められます。

サプライヤーとビジネスパートナーの従業員は、事業の遂行において不当な利益を確保または維持する目的で、最終的に不当な優位性が得られたか否か、またはその行為が職務や事業活動の不適切な遂行につながったか否かにかかわらず、公務員または民間団体に対して、直接または第三者を介して、有形・無形を問わず、金銭的または非金銭的な不当な利益を供与、申し出、約束、要求、または受領することを禁じられています。

サプライヤーとビジネスパートナーは、Keringとの関係において不当な利益や不適切な影響力を得る目的で、いかなる贈答品や接待を約束、申し出、授受、要求、または受領してはなりません。贈答品や接待は、誠実かつ透明性をもって、正当なビジネス目的のために、状況に照らして適切な形で、適用法令および社内方針を遵守した上で行われるべきです。現金または現金同等物の贈答品は、提供することも受領することも一切認められません。

公正な競争の確保

サプライヤーとビジネスパートナーは、あらゆる形態の反競争的行為を禁止し、適用されるすべての競争法規を遵守しなければなりません。したがって、サプライヤーとビジネスパートナーは、(i) 既存の、または潜在的な競合他社と、価格の固定、市場や供給源の分割、生産や技術開発の制限について合意すること、(ii) 既存の、または潜在的な競合他社と商業的に機密性の高い情報を交換すること、(iii) その他、適用される競争法規に違反する協調的または一方的な行為を行うことを、いかなる場合も行ってはなりません。

輸出管理および国際制裁の遵守

サプライヤーとビジネスパートナーは、経済制裁および輸出入管理法に関する適用規制を厳格に遵守し、いかなる形でもこれらを回避してはなりません。

サプライヤーとビジネスパートナーは、ビジネス関係を開始する前に、取引相手となる第三者およびそのサプライヤーを制裁リストおよび禁輸リストと照合しなければなりません。

サプライヤーとビジネスパートナーは、直接・間接を問わず、戦争、紛争を助長する経済活動、武装集団に寄与する鉱物やその他の原材料、または人権・環境に悪影響を及ぼす原材料を調達してはなりません。サプライヤーとビジネスパートナーは、関連規制(紛争鉱物を含む)を遵守し、デューデリジェンスを実施するとともに、要請に応じて調達およびサプライチェーン管理に関する裏付け文書をKeringに提供することが期待されます。

マネーロンダリングおよび脱税の防止

サプライヤーとビジネスパートナーは、事業を遂行するすべての法域において、マネーロンダリング防止に関連する適用法令を遵守しなければならず、特に現金支払いの閾値を厳守し、関連文書をすべて保管し、不審な活動を速やかに報告しなければなりません。

サプライヤーとビジネスパートナーは、いかなる形態の脱税や人為的な租税回避スキームも容認してはなりません。

利益相反の識別と防止

サプライヤーとビジネスパートナーは、Keringグループのいずれかのメンバーとのビジネス関係において、あらゆる利益相反、または利益相反の外観を呈する状況を回避しなければならず、より広く、利益相反に関連するあらゆるリスクを未然に防止するものとします。

データセキュリティとデータプライバシーの確保

サプライヤーとビジネスパートナーは、適用されるすべてのデータセキュリティおよびデータプライバシー(総称して「データ保護」)に関する法令・規制を遵守しなければなりません。サプライヤーとビジネスパートナーは、顧客、従業員、および第三者のプライバシーを最優先事項として位置づけなければなりません。サプライヤーとビジネスパートナーは、個人情報を透明性のある方法で収集し、適用法令に従い収集目的の範囲内で処理し、必要かつ許容される期間にわたって安全に保管するものとします。サプライヤーとビジネスパートナーがKeringの許可の下で個人情報を処理する場合、与えられた指示に従って行動するとともに、Keringのデータ保護ポリシーを遵守するものとします。

そのために、サプライヤーとビジネスパートナーは、機密情報を保護するための適切なインフラストラクチャおよび管理体制(特に識別手順と認証メカニズムを通じた)を整備し、機密情報が安全に保管され、業務上知る必要がある担当者だけに限定されたアクセス権が付与されていることを確実にしなければなりません。また、サプライヤーとビジネスパートナーは、適用法令に従い、データ侵害インシデントを適時に報告・管理・是正できる体制を整えなければなりません。

4. 管理とチェック

サプライヤーとビジネスパートナーが本憲章に定める要件を遵守しない場合、適用法令および既存の契約(存在する場合)の条件に従い、ビジネス関係が見直され、場合によっては終了となることがあります。

Keringは、契約関係の締結前および/またはビジネス関係の継続中にチェックを実施することにより、サプライチェーン全体を含め、サプライヤーとビジネスパートナーが本憲章に定める要件を遵守しているかを監視する権利を留保します。

そのために、すべてのサプライヤーとビジネスパートナーは、本憲章に定める原則、ならびに、より広くKeringおよびメゾンに対するコミットメントの遵守状況を確認するため、Keringまたは正式に権限を付与された第三者代理人による事前通告の有無にかかわらず監査を受け入れることに同意しなければなりません。これらの管理には、情報・文書の要求、監査、現地訪問、デューデリジェンス、第三者評価、リスクマッピングが含まれ、対象となるビジネス関係とサプライチェーンの範囲に限定して実施されます。サプライヤーとビジネスパートナーは、適用法令に従い、関連するすべての文書、担当者、および職場へのアクセスを円滑に提供しなければなりません。

これらの管理は、Keringが適切と判断する頻度で繰り返し実施される場合があります。Keringグループは、これらの報告書を必要に応じて社内でも閲覧する権利を留保します。

サプライヤーとビジネスパートナーは、これらの活動の実施中およびサプライチェーン全体を通じて誠実かつ透明性をもって協力し、本憲章の要件が満たされていない場合には、適切な是正措置を速やかに実施することを約束するものとします。



K E R I N G

CREATIVITY IS OUR LEGACY



GUCCI | SAINT LAURENT | BOTTEGA VENETA | BALENCIAGA | MCQUEEN | BRIONI
BOUCHERON | POMELLATO | DODO | QEELIN | GINORI 1735
KERING EYEWEAR